

改正案	現行	備考
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解 説 ・ 実 施 要 領 令和8年<u>9</u>月 国 土 交 通 省 航 空 局 交 通 管 制 部 管 制 技 術 課 航 空 灯 火 ・ 電 気 技 術 室	航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する 解 説 ・ 実 施 要 領 令和8年<u>4</u>月 国 土 交 通 省 航 空 局 交 通 管 制 部 管 制 技 術 課 航 空 灯 火 ・ 電 気 技 術 室	本文中の赤字下線 が変更箇所になります。

改正案				現行				備考
改正等一覧表				改正等一覧表				
追録番号	適用年月日	番 号	備 考	追録番号	適用年月日	番 号	備 考	
	平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日	国空保第 4 1 2 号	制 定		平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日	国空保第 4 1 2 号	制 定	
1	平成 1 7 年 8 月 1 7 日	国空保第 2 0 2 号	一部改正	1	平成 1 7 年 8 月 1 7 日	国空保第 2 0 2 号	一部改正	
2	平成 1 8 年 6 月 1 4 日	国空保第 8 7 号	一部改正	2	平成 1 8 年 6 月 1 4 日	国空保第 8 7 号	一部改正	
3	平成 1 9 年 1 2 月 5 日	国空保第 3 3 9 号	一部改正	3	平成 1 9 年 1 2 月 5 日	国空保第 3 3 9 号	一部改正	
4	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 3 号	一部改正	4	平成 2 0 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 3 号	一部改正	
5	平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 9 号	一部改正	5	平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日	国空保第 3 8 9 号	一部改正	
6	平成 2 3 年 7 月 1 日	国空保第 1 7 1 号	一部改正	6	平成 2 3 年 7 月 1 日	国空保第 1 7 1 号	一部改正	
7	平成 2 4 年 4 月 6 日	国空交企第 5 1 3 号	一部改正	7	平成 2 4 年 4 月 6 日	国空交企第 5 1 3 号	一部改正	
8	平成 2 5 年 3 月 4 日	国空交企第 5 9 3 号	一部改正	8	平成 2 5 年 3 月 4 日	国空交企第 5 9 3 号	一部改正	
9	平成 2 6 年 1 月 1 7 日	国空交企第 4 8 9 号	一部改正	9	平成 2 6 年 1 月 1 7 日	国空交企第 4 8 9 号	一部改正	
1 0	平成 2 7 年 3 月 2 7 日	国空交企第 6 6 6 号	一部修正	1 0	平成 2 7 年 3 月 2 7 日	国空交企第 6 6 6 号	一部修正	
1 1	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	国空管技第 7 0 2 号	一部改正	1 1	平成 3 0 年 3 月 2 7 日	国空管技第 7 0 2 号	一部改正	
1 2	令和 元年 8 月 1 3 日	国空管技第 1 6 8 号	一部改正	1 2	令和 元年 8 月 1 3 日	国空管技第 1 6 8 号	一部改正	
1 3	令和 3 年 4 月 1 日	国空管技第 8 8 9 号	一部改正	1 3	令和 3 年 4 月 1 日	国空管技第 8 8 9 号	一部改正	
1 4	令和 4 年 3 月 3 1 日	国空管技第 7 7 0 号	一部改正	1 4	令和 4 年 3 月 3 1 日	国空管技第 7 7 0 号	一部改正	

改正案					現行					備考
	1 5	令和 4 年 1 1 月 2 2 日	国空管技第 4 7 6 号	一部改正		1 5	令和 4 年 1 1 月 2 2 日	国空管技第 4 7 6 号	一部改正	
	1 6	令和 5 年 1 2 月 2 7 日	国空管技第 5 3 5 号	一部改正		1 6	令和 5 年 1 2 月 2 7 日	国空管技第 5 3 5 号	一部改正	
	1 7	令和 7 年 3 月 3 1 日	国空管技第 9 0 6 号	一部改正		1 7	令和 7 年 3 月 3 1 日	国空管技第 9 0 6 号	一部改正	
	1 8	令和 7 年 5 月 1 日	国空管技第 6 0 号	一部改正		1 8	令和 7 年 5 月 1 日	国空管技第 6 0 号	一部改正	
	1 9	令和 7 年 1 2 月 1 日	国空管技第 5 0 8 号	一部改正		1 9	令和 7 年 1 2 月 1 日	国空管技第 5 0 8 号	一部改正	
	2 0	令和 8 年 3 月 3 日	国空管技第 8 0 8 号	一部改正		2 0	令和 8 年 3 月 3 日	国空管技第 8 0 8 号	一部改正	
	2 1	令和 8 年 4 月 1 日	国空管技第 8 7 5 号	一部改正		2 1	令和 8 年 4 月 1 日	国空管技第 8 7 5 号	一部改正	
	<u>2 2</u>	<u>令和 9 年 9 月 1 6 日</u>	<u>国空管技第 3 9 3 号</u>	<u>一部改正</u>						
航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領					航空障害灯／昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領					
目 次 (略)					目 次 (略)					
<u>第 1 章 ～ 第 3 章</u> (略)					<u>第 1 章 ～ 第 3 章</u> (略)					
<u>第 4 章 必要となる手続き</u> 航空障害灯／昼間障害標識の設置者に必要となる諸手続きの流れは以下のとおりとなっています。 又、窓口は第 9 章のとおりです。 (1) ～ (2) (略) (3) 通報 航空障害灯／昼間障害標識の運用の停止又は機能を <u>損なった(故障、不点等) 場合並びに運用を再開し、又はその機能を</u> 復旧した場合は窓口への通報をお願いします。 <u>なお、航空障害灯及び昼間障害標識は、その機能を維持することが原則です。やむを得ず運用を停止する場合はその期間を可能な限り短縮してください。また、機能を損なった場合には直ちに復旧するよう努めてください。</u> (4) ～ (5) (略)					<u>第 4 章 必要となる手続き</u> 航空障害灯／昼間障害標識の設置者に必要となる諸手続きの流れは以下のとおりとなっています。 又、窓口は第 9 章のとおりです。 (1) ～ (2) (略) (3) 通報 航空障害灯／昼間障害標識の運用の停止又は機能を <u>損失(故障、不点等) 及び機能が</u> 復旧した場合は窓口への通報をお願いします。 <u>(新設)</u> (4) ～ (5) (略)					航空法施行規則第 1 2 8 条第 4 項並びに、同規則第 1 3 2 条の 4 第 1 項に関する機能の維持及び復旧に関する記載を追加。

改正案	現行	備考
第5章 ～ 第7章 (略) 第8章 管理の方法 航空法第5 1条第5項及び第5 1条の2第3項により、航空障害灯／昼間障害標識を設置した者は、その機能を保つように努め、その機能を損なうこととなった場合<u>には直ちに機能の復旧に努めるとともに、復旧まで</u>の間における航空機の航行の安全を確保するため、<u>機能を損なうこととなった旨</u>を別添2の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載される連絡先に通報<u>(ただし、昼間障害標識の場合はその機能の回復に7日以上を要する場合に限る。)</u>する必要があります。 これら管理の方法は、航空法施行規則第1 2 8条及び第1 3 2条の4により以下のように規定されています。なお、同条に従っていないと認められる場合、法令に基づき、国土交通大臣は<u>設備の改善その他その是正のため</u>必要な措置を講<u>ずべきことを</u>命ずること、また、これに違反した場合の罰則が規定されています。 (1) ～ (2) (略) (3) 改善命令（航空法第5 1条第6項及び同法第5 1条の2第3項）、罰則（航空法第1 5 0条） 国土交通大臣は、航空障害灯／昼間障害標識を設置した者の管理の方法が上記施行規則に従っていないと認めるときは、<u>設備の改善</u>その他<u>その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ず</u>ることができるとされています。また、命令に違反した者は、5 0万円以下の罰金に処するとされています。 第9章 窓口 (1) ～ (2) (略) (3) 航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の管理等に関する連絡・相談は、別添1の「空港事務所一覧表」に記載されています各空港事務所までご連絡ください。なお、設置場所による管轄区域がありますのでご注意ください。 また、設置・管理されている航空障害灯及び昼間障害標識について、障害発生時（電球の断芯等）や施設点検における一時消灯・消去の際には、その旨を別添2の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載されています各空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官まで、ご連絡ください。 <u>なお、航空障害灯及び昼間障害標識の機能を維持することが原則であり、機能を損なった場合には直ちに復旧するよう努めてください。</u> 別添 1 空港事務所一覧表 (略)	第5章 ～ 第7章 (略) 第8章 管理の方法 航空法第5 1条第5項及び第5 1条の2第3項により、航空障害灯／昼間障害標識を設置した者は、その機能を保つように努め、その機能を損なうこととなった場合<u>及び復旧した場合は、その間</u>における航空機の航行の安全を確保するため、<u>遅滞なくこの</u>旨を別添2の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載される連絡先に通報<u>する</u>必要があります。 これら管理の方法は、航空法施行規則第1 2 8条及び第1 3 2条の4により以下のように規定されています。なお、同条に従っていないと認められる場合、法令に基づき、国土交通大臣は<u>改善その他</u>必要な措置を講<u>じるよう</u>命ずること、また、これに違反した場合の罰則が規定されています。 (1) ～ (2) (略) (3) 改善命令（航空法第5 1条第6項及び同法第5 1条の2第3項）、罰則（航空法第1 5 0条） 国土交通大臣は、航空障害灯／昼間障害標識を設置した者の管理の方法が上記施行規則に従っていないと認めるときは、<u>改善</u>その他<u>命令す</u>ることができるとされています。また、命令に違反した者は、5 0万円以下の罰金に処するとされています。 第9章 窓口 (1) ～ (2) (略) (3) 航空障害灯／昼間障害標識の管理に関する連絡・相談窓口 航空障害灯／昼間障害標識の管理等に関する連絡・相談は、別添1の「空港事務所一覧表」に記載されています各空港事務所までご連絡ください。なお、設置場所による管轄区域がありますのでご注意ください。 また、設置・管理されている航空障害灯及び昼間障害標識について、障害発生時（電球の断芯等）や施設点検における一時消灯・消去の際には、その旨を別添2の「航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先」に記載されています各空港事務所管制保安部航空灯火・電気技術官まで、ご連絡ください。 (新設) 別添 1 空港事務所一覧表 (略)	航空法施行規則第1 2 8条第4項並びに、同規則第1 3 2条の4第1項に関する機能の維持及び復旧に関する記載を追加するとともに、法令に合わせた記載に修正。 航空法施行規則第1 2 8条並びに、同規則第1 3 2条の4に基づく機能の維持と復旧に関する記載を追加。

改正案	現行	備考
別添 2 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 (略) 第 1 0 章 付録 (略)	別添 2 航空障害灯／昼間障害標識の機能を損なった場合等の連絡先 (略) 第 1 0 章 付録 (略)	